

平成28年10月3日

コンサルティング考動の実践

営業店体制の一部改正

～ブロック幹事店の一部に「コンサルティング部」を新設～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、今年度よりスタートした中期経営計画において「コンサルティング・バンクの確立」実現に向けたお客さまを第一に考える“コンサルティング考動の実践”をコア戦略として数々の取り組みを行っております。

その取り組みの1つとして、本日、下記の通り営業店体制の一部を改正しました。

記

1. 改正の目的

本年4月より導入したブロック営業体制に伴い、それぞれの地域（ブロック）特性を踏まえた営業店の役割に合わせ、法人・個人各々のお客さまへこれまで以上に質の高い金融サービスの提供を行うため実施する。

また、組織の名称は、ご利用いただくお客さまに当行の取り組み姿勢や担当業務をご理解いただけるよう、分かりやすいものに変更した。

2. 改正の内容

（1）コンサルティング部の新設

ブロック幹事店であるリーディングバンク店の一部に「コンサルティング部」を設置する。コンサルティング部は、ブロック内の事業性取引先や住宅ローン業者等を広域に対応する。これに伴い「地区法人営業部」は廃止する。

設置店：千葉支店、おおたかの森支店、柏支店、松戸支店、市川支店、船橋支店、勝田台支店

（2）名称変更

【変更前】

業務課

取引先1課

取引先課および取引先2課

【変更後】

⇒ お客さまサービス課

⇒ 営業課

⇒ コンサルティング課

以上